

船舶事故等調査報告書

平成25年2月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012神第182号
事故等種類	衝突（岸壁）
発生日時	平成24年4月27日 07時00分ごろ
発生場所	大阪府大阪市西淀川区西島2丁目の岸壁 大阪市所在の大阪北港北灯台から真方位041° 1.65海里付近 （概位 北緯34° 41.6′ 東経135° 25.5′）
事故等調査の経過	平成24年11月30日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 第十八三幸丸、402トン
船舶番号、船舶所有者等	131511、有限会社三幸海運
乗組員等に関する情報	一等航海士、五級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	本船 なし 岸壁 防舷材等に破損
事故等の経過	本船は、船長及び一等航海士ほか3人が乗り組み、銑鉄約1,022tを積載し、西島2丁目の岸壁に右舷着けの予定で着岸作業中、一等航海士が、通常より前進行きあしが速かったので、左舷錨を投入して機関を後進にかけたものの、船首が右舷方に振れ、平成24年4月27日07時00分ごろ右舷船首部の右舷錨が岸壁に衝突した。
気象・海象	気象：天気 曇り、風 なし、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の中央期
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象の関与	なし
判明した事項の解析	本船は、西島2丁目の岸壁に着岸作業中、一等航海士が左舷錨を投入して機関を後進にかけたものの、通常より前進行きあしが速かったことから、同岸壁に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、西島2丁目の岸壁に着岸作業中、一等航海士が左舷錨を投入して機関を後進にかけたものの、通常より前進行きあしが速かったため、同岸壁に衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・着岸する際は、早めに後進にかけるなどして十分に行きあしを減

	じること。
--	-------